

景観法に基づく届出制度のご案内

令和2年5月1日から、景観法に基づく届出先が変わります。(三重県知事から鳥羽市長へ)

鳥羽市は、良好な景観づくりを進めるため、令和2年5月1日に景観行政団体になります。

令和2年5月1日以降に、鳥羽市内で行われる大規模な建築物の建築等について、景観法に基づく届出を行う場合は、鳥羽市(これまでは三重県)に届出が必要となります。

届出の受理の日から原則30日間(最大90日間)は行為に着手できませんが、着手できない期間を短縮できる場合があります。

なお、審査を円滑に進めるため、届出書を提出する際には事前協議が必要となり、事前協議申出書を提出していただくこととなりますので、お問い合わせください。

※審査の基準は、これまでの三重県景観計画と同じ基準となります。

◎届出対象行為 詳細は、「三重県景観計画に基づく行為の届出の手引き」(P2~3)をご覧ください。

行為の区分	規模	
建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突等、鉄柱・木柱等、装飾塔等、高架水槽等、遊戯施設等	高さ13mを超えるもの
	架空電線路用の鉄塔等	高さ30mを超えるもの
	擁壁、さく、塀等	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	アスファルトプラント等、自動車車庫等、処理施設等	高さ13mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
	太陽光発電施設	高さ13mを超えるもの又は太陽光モジュール(太陽光パネル)の合計面積1,000㎡を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、高さ5mを超えるもの	

◎景観形成基準 詳細は、「行為の制限に関する基準解説書」「三重県景観色彩ガイドライン」をご覧ください。

三重県景観計画に関する詳しい内容や、「三重県景観計画に基づく行為の届出の手引き」「行為の制限に関する基準解説書」「三重県景観色彩ガイドライン」については、三重県都市政策課景観・屋外広告班のホームページにおいてご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.mie.lg.jp/keimachi/hp/>

【問い合わせ先】

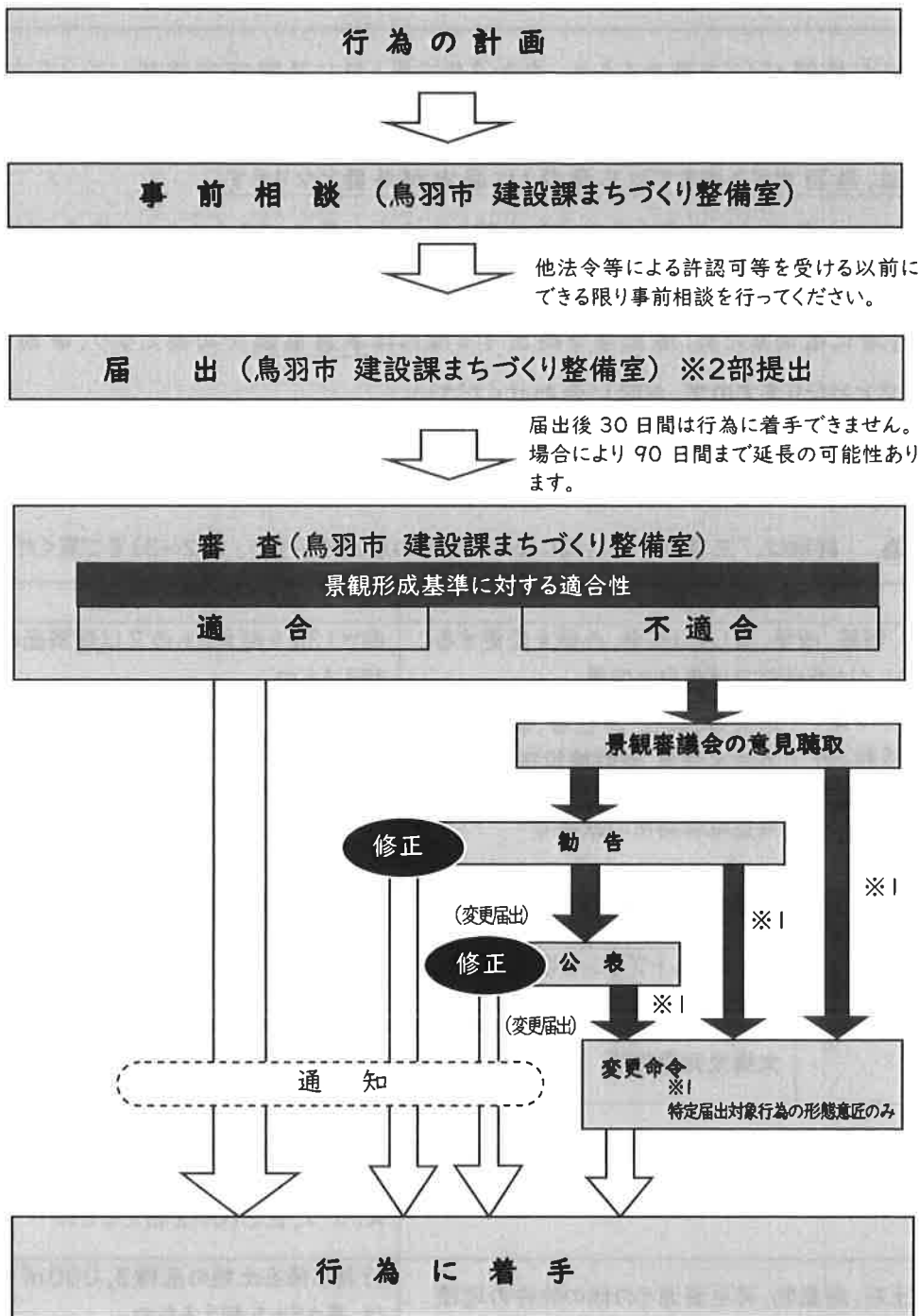
鳥羽市 建設課 まちづくり整備室

電話 0599-25-1175

FAX 0599-25-5241

Mail machi@city.toba.lg.jp

■届出手続きの主な流れ■



※ 届出をした行為が完了しましたら、速やかに完了報告書を鳥羽市建設課まちづくり整備室まで提出してください。

※ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。
(景観法第103条第1号)

※ 変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
(景観法第102条第1号)